

公益財団法人岩手県文化振興事業団（博物館）

科 研 費 不 正 使 用 防 止 計 画

（平成 28 年 2 月 18 日策定）

（平成 28 年 9 月 30 日一部改正）

公益財団法人岩手県文化振興事業団（博物館）における科研費の不正使用防止に関する基本方針に基づき、不正使用防止計画を次のように定める。

1. 責任体系の明確化

不正を発生させる要因	具体的な対策
責任担当者であることの認識不足	・ 科研費の採択時や、責任者の異動等にあたり、各責任者の責任の範囲や権限等を確認する。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正を発生させる要因	具体的な対策
執行に関わる構成員によるルールの把握が不十分	・ 科研費執行に係る規程等の周知を徹底する。 ・ 科研費採択時に、執行に関連する構成員を集め、ルールについて説明会を開催する。
構成員の規範意識が低下する	・ 科研費採択時に誓約書を提出する。以前に提出したことがある者についても、採択課題ごとに提出するものとする。 コンプライアンス教育を実施し、不正防止に関する取り組み事項について発表させるなどして、当事者意識を喚起する。
不正行為の疑いを相談できない	・ 告発窓口で、不正の疑いに関する相談も受け付けることを周知する。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正を発生させる要因	具体的な対策
不正使用防止対策が実施されない	・ 不正使用防止対策の具体的な内容を館の全職員が集まる会議で確認し、実施内

	容を各自が認識できるようにする。
--	------------------

4. 科研費の適正な運営・管理活動

不正を発生させる要因	具体的な対策
予算執行が当初計画に比較して著しく遅れ、年度末に予算執行が集中する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予算執行状況を常に確認するとともに、必要に応じて改善を求める。 ・ 予算額の大きい事業については、特に早期に注意を喚起する。
発注物品の検収確認が不十分となる	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発注されたすべての購入物品について、総務課による検収・納品事実の確認を行う。
旅行事実の確認が不足する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務担当者は、旅行命令票の用務内容、日時、出張先を確認する。必要に応じ、事実を確認する資料の提出を求める。 ・ 復命書を提出させる。

5. 情報発信・共有化の推進

不正を発生させる要因	具体的な対策
科研費使用に関するルールが把握されず、独自の解釈で執行される	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用ルールの説明会を開催する。 ・ 科研費担当職員や総務課担当職員で、相談や質問を受け付ける。

6. モニタリングの実施

不正を発生させる要因	具体的な対策
館の体制や、制度の変更等により、防止計画が実態と乖離し、対策が不十分となる	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不正防止計画推進委員会は、館の実態に即して不正防止計画の見直しを行う。 ・ 内部監査委員会は、館の実態に即して不正発生要因を分析し、これをもとにして監査計画を見直して効率化・適正化を図る。